

平成30年  
5月

# 鶴が台交番だよ

ホームページも

ご覧ください



## 自転車にも罰金?

交通ルール遵守

平成27年6月1日から、**酒酔い運転**や**信号無視等**の違反行為を**過去3年以内に2回以上**繰り返した自転車運転者は、「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（自転車運転者講習）」の受講が命じられます。

この命令を受けた人が、指定された期間内に受講しないと、**5万円以下の罰金**となります。

「去年中、警察に寄せられた相談が多かった「訪問購入」の手口について説明します。訪問購入とは、自宅に「不要になった衣類を買い取りたい。」との電話があり、古着を買い取ってもらうことにしたところ、訪問してきた業者に「貴金属はないか?」としつこく言われ、金のネックレスを提示したところ格安で買い取られてしまうなどといった悪質な手口です。

### 〈ワンポイントアドバイス〉

- 1 訪問業者が、突然訪問して勧誘することは禁止されています。事前の連絡無しに訪問してくる買取業者はルールが守られていない業者です。
- 2 訪問購入をする業者には、古物営業の許可が必要です。許可のある業者であるかの確認をしましょう。
- 3 買い取ってもらった場合でも、クーリング・オフ期間中は、物品の引渡しを拒むことができます。期間中は、手元において、冷静に考えましょう。

### 毎月5日は「チリリン・デー」

県警察では、毎月5日を「チリリン・デー」として、交通指導取締りのほか、自転車の安全利用意識の向上を図るための、関係機関・団体と連携した自転車に関する安全教育や広報啓発活動等を強化する取組を行っています。

### 悪質商法について

昨年中、警察に寄せられた相談が多かった「訪問購入」の手口について説明します。

訪問購入とは、自宅に「不要になった衣類を

買い取りたい。」との電話があり、古着を買い取ってもらうことにしたところ、訪問してきた業者に「貴金属はないか?」としつこく言われ、金のネックレスを提示したところ格安で買い取られてしまうなどといった悪質な手口です。

## 特殊詐欺の被害防止

近年、警察官やデパートの店員になりすまして、自宅に赴き現金やキャッシュカードを受け取る手口が増えています。被害に遭わないためにも犯人の特徴を知っておきましょう。

### 犯人の特徴

昼間にスーツ姿で、住宅街等を、周囲を見回すように徘徊している。携帯電話で通話(画面を凝視)しながら歩いている。ATMで何度も他人名義のキャッシュカードを使い現金を引き出している。

電話で次のことを言われた場合は、「サギ! ?」と考えすぐに警察へ通報してください。

- ◎ 「あなたの個人情報が出ています。」
- ◎ 「あなた名義のクレジットカードが偽造されている。」
- ◎ 「キャッシュカードを取り替えた方がいい。」
- ◎ 警察官、銀行協会職員に「キャッシュカードを渡して。」
- ◎ 「ATMを操作して還付金が戻ります。」

### 警察官採用試験のご案内 受付期間

平成30年4月27日から  
平成30年5月14日まで

試験日 平成30年6月24日

問い合わせ先

最寄りの警察署、交番・駐在所

警察本部警務課採用係 採用案内

待ってるぞよ!

